

文京区後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
令和八年六月三十日

文京区長

成

澤

廣

修

文京区規則第六十四号

文京区後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則

文京区後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成二十年四月文京区規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「文京区後期高齢者医療保険料納付書兼領収書」を「文京区後期高齢者医療保険料納付書兼領収証書」に改める。

第四条第一項第三号中「又は後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書」を「、後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書又は後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収額変更・中止通知書」に改める。

別記様式第二号から別記様式第四号までを次のように改める。

(表)

別記様式第2号(第2条関係)

通知書番号 :
発行年月日 :

年度 後期高齢者医療保険料 納入通知書 兼 特別徴収開始通知書

文京区長



年度分の後期高齢者医療保険料額を次のとおり徴収することに決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号	
納付方法		決定(変更)理由	
特別徴収義務者			
特別徴収対象年金		徴収決定年月日	
特別徴収年金給付額		文京区に納付する保険料額	
普通徴収分口座情報			

【期別保険料額】

期別・(月)					納期限
	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	
(4月)					
(5月)					
(6月)					
1期(7月)					
2期(8月)					
3期(9月)					
4期(10月)					
5期(11月)					
6期(12月)					
7期(1月)					
8期(2月)					
9期(3月)					
合計額					

(裏)

* 審査請求及び取消訴訟

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に東京都後期高齢者医療審査会（東京都庁内）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、賦課決定に係る処分については東京都後期高齢者医療広域連合を被告（訴訟において東京都後期高齢者医療広域連合を代表する者は東京都後期高齢者医療広域連合長となります。）として、また、徴収に係る処分については文京区を被告（訴訟において文京区を代表する者は文京区長となります。）として提起することができます（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

* 問合せ先

(表)

別記様式第3号(第2条関係)

通知書番号 :
発行年月日 :

年度 後期高齢者医療保険料 納入通知書 兼 特別徴収額変更・中止通知書

文京区長



年度分の後期高齢者医療保険料額について次のとおり徴収額を変更しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号	
納付方法		決定(変更)理由	
特別徴収義務者			
特別徴収対象年金		徴収決定年月日	
特別徴収年金給付額		文京区に納付する保険料額	
普通徴収分口座情報			

【期別保険料額】

期別・(月)	変更後		変更前		納期限
	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	
(4月)					
(5月)					
(6月)					
1期(7月)					
2期(8月)					
3期(9月)					
4期(10月)					
5期(11月)					
6期(12月)					
7期(1月)					
8期(2月)					
9期(3月)					
合計額					

(裏)

* 審査請求及び取消訴訟

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に東京都後期高齢者医療審査会（東京都庁内）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、賦課決定に係る処分については東京都後期高齢者医療広域連合を被告（訴訟において東京都後期高齢者医療広域連合を代表する者は東京都後期高齢者医療広域連合長となります。）として、また、徴収に係る処分については文京区を被告（訴訟において文京区を代表する者は文京区長となります。）として提起することができます（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

* 問合せ先

公 文京区 後期高齢者医療保険料 納付書兼納入済通知書 603

加入者名	口座番号	合計金額	円
収納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分
年度	科目	納付期限	

納付者名	領 収 日 付 印
コンビニ収納用バーコード	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <small>(主管課・コンビニ本部控) 第003</small>
ゆうちょ銀行としまとの店	
主税課名	収納代行会社

公 原符 603

加入者名	
口座番号	

納付番号	
確認番号	納付区分
納付額	円
延滞金	円
合計金額	円
納付期限	
納付者氏名	

主管課名	領 収 日 付 印
	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <small>(金融機関・コンビニ店留控)</small>

公 文京区 後期高齢者医療保険料納付書兼領収証書

加入者名	
口座番号	

納 付 書	円	延 滞 金	円	納付期限		領 収 証 書
合 計 金 額	円	納 付 番 号				

領 収 日 付 印	
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <small>収入印紙不要 (納付者保管)</small>	

納めるところ
 (1)文京区指定金融機関
 (区役所内派出所含む)
 (2)特別区公金収納取扱店
 東京に本店のある銀行・信用金庫等
 東京都・山梨県及び関東各県所在の
 ゆうちょ銀行・郵便局

◎お問い合わせ先

別記様式第七号及び別記様式第七号の二を次のように改める。

(表)

別記様式第7号(第5条関係)

後期高齢者医療保険料督促状

年度()年度分) 後期高齢者医療保険料	
通知書番号	
納付期限	
未納額	円
備考	

年 月 日

文京区長



上の金額が未納となっておりますので、至急納付してください。

なお、納期限を過ぎて納付された場合は行き違いですのでご了承ください。

【注意】

この督促状は、後期高齢者医療保険料の納付がなかったため高齢者の医療の確保に関する法律が準用する各法令に基づき発送するものです。

【審査請求】

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に東京都後期高齢者医療審査会(東京都庁内)に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。ただし、このうち滞納処分について、督促、不動産等の差押、公告から売却決定までの処分及び換価代金等の配当に関し欠陥があることを理由とする審査請求については、高齢者の医療の確保に関する法律及び地方税法第19条の4に規定する審査請求期間の特例が準用されます。

上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、賦課決定に係る処分については東京都後期高齢者医療広域連合を被告(訴訟において東京都後期高齢者医療広域連合を代表する者は東京都後期高齢者医療広域連合長となります。)として、また、徴収に係る処分については文京区を被告(訴訟において文京区を代表するものは文京区長となります。)として処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【滞納処分】

この督促状に示された指定納期限までに完納されないとき、高齢者の医療の確保に関する法律第113条の規定により滞納処分を受けます。

【分納中の督促状について】

この督促状は納付のお約束や分納をしている方にも、法律上未納保険料に対して送付しなければならないことになっています。

分納や納付約束をされている方は、お手数ですが破棄をお願いします。

※ 金融機関等で納付の場合、納付から確認まで2週間程度かかる場合があります。本状と行き違いになることもありますのでご了承ください。

【納付の際は切り離してご使用ください】

<p>公 文京区 後期高齢者医療保険料 納付書兼納入済通知書 603</p> <table border="1"> <tr> <td>加入者名</td> <td>口座番号</td> <td>合計金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収納機関番号</td> <td>納付番号</td> <td>確認番号</td> <td>納付区分</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>科目</td> <td>納付期限</td> <td></td> </tr> </table>		加入者名	口座番号	合計金額	円	収納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分	年度	科目	納付期限		<p>公 原符 603</p> <table border="1"> <tr> <td>加入者名</td> <td>口座番号</td> </tr> <tr> <td>納付番号</td> <td>確認番号</td> <td>納付区分</td> </tr> <tr> <td>納付額</td> <td>延滞金</td> <td>合計金額</td> </tr> <tr> <td>納付期限</td> <td>納付者氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主管課名</td> <td>領収日付印</td> <td></td> </tr> </table> <p>(金融機関・コンビニ店請封)</p>	加入者名	口座番号	納付番号	確認番号	納付区分	納付額	延滞金	合計金額	納付期限	納付者氏名		主管課名	領収日付印		<p>文京区領収証書 公</p> <table border="1"> <tr> <td>加入者名</td> <td>口座番号</td> </tr> <tr> <td>年度・期別</td> <td>納付者氏名</td> </tr> <tr> <td>納付番号・確認番号</td> <td>納付期限</td> </tr> <tr> <td>納付額</td> <td>延滞金</td> </tr> <tr> <td>合計金額</td> <td></td> </tr> </table> <p>領収日付印</p> <p>収入印紙不要(納付者保管)</p>	加入者名	口座番号	年度・期別	納付者氏名	納付番号・確認番号	納付期限	納付額	延滞金	合計金額	
加入者名	口座番号	合計金額	円																																				
収納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分																																				
年度	科目	納付期限																																					
加入者名	口座番号																																						
納付番号	確認番号	納付区分																																					
納付額	延滞金	合計金額																																					
納付期限	納付者氏名																																						
主管課名	領収日付印																																						
加入者名	口座番号																																						
年度・期別	納付者氏名																																						
納付番号・確認番号	納付期限																																						
納付額	延滞金																																						
合計金額																																							
<p>納付者名</p> <p>コンビニ収納用バーコード</p> <p>ゆうちょ銀行とりまとめ店</p> <p>主幹理名</p> <p>収納代行会社</p> <p>領収日付印</p> <p>(主幹課・コンビニ本部控)東603</p>																																							

納めるところ
(1) 文京区指定金融機関
(区役所内派出所含む)
(2) 特別区公金収納取扱店
東京に本支店のある銀行・信用金庫等
東京都・山梨県及び関東各県所在の
ゆうちょ銀行・郵便局

◎ お問い合わせ先

延滞金の納付について (お知らせ)

年度 (年度分) 後期高齢者医療保険料	
通知書番号	
納付期限	
未納額	円
備考	

年 月 日

日頃より、後期高齢者医療制度にご理解、ご協力をいただきましてありがとうございます。

本納付書は、納期限を過ぎて納付された期別保険料について、納期限 (法定納期限) の翌日から完納した日までの日数に応じて計算されています。

つきましては、この納付書にて延滞金を指定納期限までに納付していただきますようお願いいたします。

【延滞金の内訳】

年度 (年度分) 後期高齢者医療保険料

期別	本料 (円)	延滞金 (円)	期別	本料 (円)	延滞金 (円)
合計金額 (円)					

※今回通知した延滞金は上記内訳の合計金額となります。

【お問合せ先】

【納付の際は切り離してご使用ください】

<p>公 文京区 後期高齢者医療保険料 納付書兼納入済通知書 603</p> <table border="1"> <tr> <td>加入者名</td> <td>口座番号</td> <td>合計金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収納機関番号</td> <td>納付番号</td> <td>確認番号</td> <td>納付区分</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>科目</td> <td>納付期限</td> <td></td> </tr> </table>			加入者名	口座番号	合計金額	円	収納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分	年度	科目	納付期限		<p>公 原符 603</p> <table border="1"> <tr> <td>加入者名</td> <td>口座番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納付番号</td> <td>確認番号</td> <td>納付区分</td> </tr> <tr> <td>納付額</td> <td>延滞金</td> <td>合計金額</td> </tr> <tr> <td>納付期限</td> <td>納付者氏名</td> <td></td> </tr> </table>			加入者名	口座番号		納付番号	確認番号	納付区分	納付額	延滞金	合計金額	納付期限	納付者氏名		<p>文京区領収証書 公</p> <table border="1"> <tr> <td>加入者名</td> <td>口座番号</td> </tr> <tr> <td>年度・期別</td> <td>納付者氏名</td> </tr> <tr> <td>納付番号・確認番号</td> <td>納付期限</td> </tr> <tr> <td>納付額</td> <td>延滞金</td> </tr> <tr> <td>合計金額</td> <td></td> </tr> </table>			加入者名	口座番号	年度・期別	納付者氏名	納付番号・確認番号	納付期限	納付額	延滞金	合計金額	
加入者名	口座番号	合計金額	円																																							
収納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分																																							
年度	科目	納付期限																																								
加入者名	口座番号																																									
納付番号	確認番号	納付区分																																								
納付額	延滞金	合計金額																																								
納付期限	納付者氏名																																									
加入者名	口座番号																																									
年度・期別	納付者氏名																																									
納付番号・確認番号	納付期限																																									
納付額	延滞金																																									
合計金額																																										
<p>納付者名</p> <p>コンビニ取納用バーコード</p> <p>ゆうちょ銀行とりまとめ店</p> <p>主管課名 収納代行会社</p>			<p>領収日付印</p> <p>(主管課・コンビニ本部控)東603</p>			<p>領収日付印</p> <p>(金融機関・コンビニ店請控)</p> <p>収入印紙不要(納付者保管)</p>																																				

納めるところ

- (1) 文京区指定金融機関
(区役所内派出所含む)
- (2) 特別区公金収納取扱店
東京に本支店のある銀行・信用金庫等
東京都・山梨県及び関東各県所在の
ゆうちょ銀行・郵便局

◎ お問い合わせ先

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の文京区後期高齢者医療に関する条例施行規則に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。